平成２４年（フ）第３９１号
静岡県伊豆の国市寺家539番地の１　山本ハイツ２号
債務者　梅原美沙恵
１　決定年月日時　平成24年10月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第１２１０号
名古屋市千種区内山１丁目１番21号　ベルネージュ201号
債務者　小野　瑞紀
１　決定年月日時　平成24年10月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１４５１号
愛知県豊田市豊栄町２丁目76番地８
債務者　重藤　宏美（旧姓梅木）
１　決定年月日時　平成24年10月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１９５４号
名古屋市天白区元八事３丁目214番地　アレンビル303号
債務者　中村　　稔
１　決定年月日時　平成24年10月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２０４号
岡山県倉敷市玉島勇崎653番地１
債務者　岡部　保夫
１　決定年月日時　平成24年10月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第２０５号
岡山県倉敷市玉島勇崎653番地１
債務者　岡部美千代
１　決定年月日時　平成24年10月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第２４１号
岡山県笠岡市笠岡5658番地９
債務者　髙嶋　寛人
１　決定年月日時　平成24年10月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第９０号
栃木県佐野市富岡町658番地１、前住所栃木県下都賀郡岩舟町大字畳岡684番地26
債務者　大島あや子
１　決定年月日時　平成24年10月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月20日まで
５　免責審尋期日　平成24年12月７日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２４年（フ）第１１０号
栃木県佐野市小中町950番地３
債務者　栗原夏奈子
１　決定年月日時　平成24年10月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月20日まで
５　免責審尋期日　平成24年12月７日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２４年（フ）第８９０号
東京都福生市牛浜140番地１グレース牛浜206号室
債務者　安永　　弘
１　決定年月日時　平成24年10月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月20日まで
５　免責審尋期日　平成24年12月20日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第３６号
島根県益田市水分町14番11号、住民票上の住所島根県益田市駅前町４番29号
債務者　潮　美代子
１　決定年月日時　平成24年10月30日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月20日まで
５　免責審尋期日　平成24年12月20日午後１時５分
松江地方裁判所益田支部

平成２４年（フ）第３３号
北海道標津郡中標津町東16条南４丁目６番地２
債務者　佐藤真理子
１　決定年月日時　平成24年10月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
５　免責審尋期日　平成25年１月16日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

平成２４年（フ）第１０６５号
東京都西東京市下保谷１丁目１番16号ロイヤルアネックス101号
債務者　川野　真一
１　決定年月日時　平成24年10月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
５　免責審尋期日　平成24年12月21日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第７１２号
札幌市清田区清田７条４丁目12番11号
破産者　原田　健治
１　決定年月日　平成24年10月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３６８号
札幌市南区川沿５条３丁目１番35号　リバーサイド５・３―102号
破産者　佐藤　浩二
１　決定年月日　平成24年10月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第３２０号
北海道茅部郡鹿部町字宮浜320番地２
破産者　小玉　日本
１　決定年月日　平成24年10月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所